

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年10月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200065号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200056号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成10年8月1日から平成10年7月21日に訂正し、平成10年7月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成10年7月21日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年7月21日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年7月21日から同年8月1日まで

私のねんきん定期便の記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、平成10年8月1日、資格喪失年月日は同年11月28日、被保険者期間は3か月とされているが、私が保管する同社の当該期間に係る給料支払明細書によると、4か月分の厚生年金保険料が控除されている。

請求期間の給料支払明細書を提出するので請求期間について年金額に反映されるよう被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者に係る雇用保険被保険者記録並びに請求者から提出された平成10年8月分給料支払明細書(労働日は、7月21日から8月20日まで)及び平成10年分給与所得等の源泉徴収票(以下、併せて「給料支払明細書等」という。)により、請求者は、当該期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書等から確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成10年7月21日から同年8月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200064号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200055号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年12月26日から平成3年1月1日まで

私は、A社に昭和56年4月1日に就職し、平成2年12月31日付けで退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は平成2年12月26日とされている。

A社には半年前から平成2年12月末をもって退職することを伝えてあり、同社も承諾していたので、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を退職日の翌日である平成3年1月1日に訂正し、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社に係る請求者の雇用保険の記録によると、離職日は平成2年12月25日であることが確認でき、オンライン記録における請求者の同社に係る厚生年金保険の資格喪失年月日と符合している。

また、複数の上司及び同僚は、請求者がA社に勤務していたことは覚えているものの、退職日については不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録によるとA社は平成23年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、会社は既に破産しているため資料は一切保管しておらず、請求者の退職日及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である旨陳述及び回答している。

加えて、請求者は、A社には半年前から平成2年12月末をもって退職することを伝えており、同社も承諾していたとしているものの、退職日を確認できる資料及び給与明細書等は保管していないため、請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200067 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200057 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 11 月 4 日まで

昭和 62 年 4 月に A 社へ入社し、アパレル部門においてデザイナーとして勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 62 年 11 月 4 日資格取得となっており、請求期間の記録がないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において A 社に勤務していた旨主張しているところ、雇用保険の記録によると、請求者の同社に係る雇用保険被保険者資格の取得年月日は昭和 62 年 9 月 15 日、離職年月日は平成 2 年 7 月 31 日と記録されていることから、請求期間のうち、昭和 62 年 9 月 15 日から同年 11 月 4 日までの期間については、請求者が同社に勤務したことが認められる。

しかしながら、B 社の事業主は、請求者に係る請求期間当時の資料を保管していないことから、請求者の A 社における勤務及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、同僚への照会も希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、A 社において請求期間の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 13 名について、雇用保険の記録を確認したところ、そのうち 6 名は、雇用保険の被保険者資格取得年月日の 8 日後から約 3 か月後の間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、請求期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者の所持する C 厚生年金基金加入員証 (昭和 62 年 11 月 13 日発行) によると、取得年月日は、「62. 11. 4」と記載されており、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、C 厚生年金基金の取得年月日と同日であることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間に政府管掌健康保険に加入する父親の被扶養者として記録されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。